



Recycle いばらき

茨城県廃棄物再資源化指導センターニュース



Vol.33

March2026

茨城県廃棄物再資源化指導センター



行政ニュース

- ・ 再資源化事業等高度化法について…………… 1
- ・ 使用済みリチウムイオン電池の分別について…………… 7
- ・ 再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例について…………… 9
- ・ 茨城県の不法投棄対策について…………… 13

再資源化指導センターニュース

- ・ 令和7年度産業廃棄物適正処理指導啓発
講習会の開催について…………… 14

再資源化事業等高度化法について

早わかり 「再資源化事業等高度化法」

法律の背景と目的 / 制度の概要



これまで国内における廃棄物の処理は「廃棄物処理法」等によって
廃棄物の適正処理に力を置いてきました。
現在わたしたちは、地球温暖化、資源枯渇や輸出入制限への懸念、人口減少等の課題を抱えており、
廃棄物処理においても再生材の質と量の確保を進める総合的な対応が求められています。

あたらしく「再資源化事業等高度化法」の制定が必要になった理由や
この法律に関するアウトラインについて解説します。

出典：環境省 再資源化事業高度化法広報サイト
https://policies.env.go.jp/recycle/recycling_business/resource_circulation/



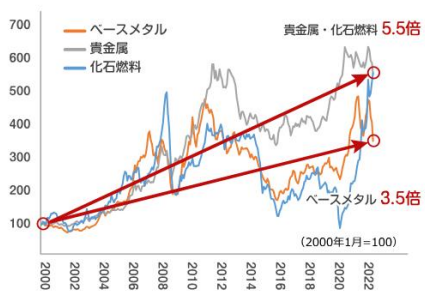
法律制定の背景

あたらしく「再資源化事業等高度化法」の制定が必要になった背景への理解を深めます。
日本の廃棄物処理において、社会情勢の変化により「循環経済への移行」と「脱炭素化」への対応が求められています。

「循環経済への移行」による産業競争力の強化

- ✓ これまで日本は資源を輸入することに依存してきましたが、供給源が特定国に集中し、資源を安価かつ安定的に入手することが困難になり、経済安全保障が不安定になってきています。
- ✓ 世界では資源の需給逼迫・枯渇懸念に対し、資源の確保や再生材の利用を求める動きが拡大し、企業の取組や法整備も進んでいます。
- ✓ 再生材の活用がサプライチェーンや製造業の産業競争力に直結する要因となっており、日本も資源循環の発展が不可欠になってきています。

資源価格の推移

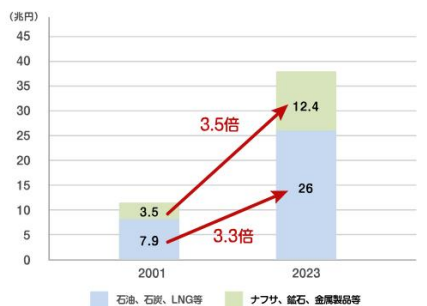


【出典】 IMF (Primary Commodity Prices)

2000年1月を100とした指数で、ベースメタル、貴金属、化石燃料の価格は2000年代を通じて上昇と下落を繰り返しながら、2022年代にかけてそれぞれ約3.5倍（ベースメタル）、約5.5倍（貴金属・化石燃料）の水準に達しています。

【出典】 IMF (Primary Commodity Prices)

日本の資源輸入額



【出典】 財務省「貿易統計」

日本の資源輸入額は、2001年には石油・石炭・LNG等が約7.9兆円、ナフサ・鉛石・金属製品等が約3.5兆円で、合計は約11.4兆円でした。

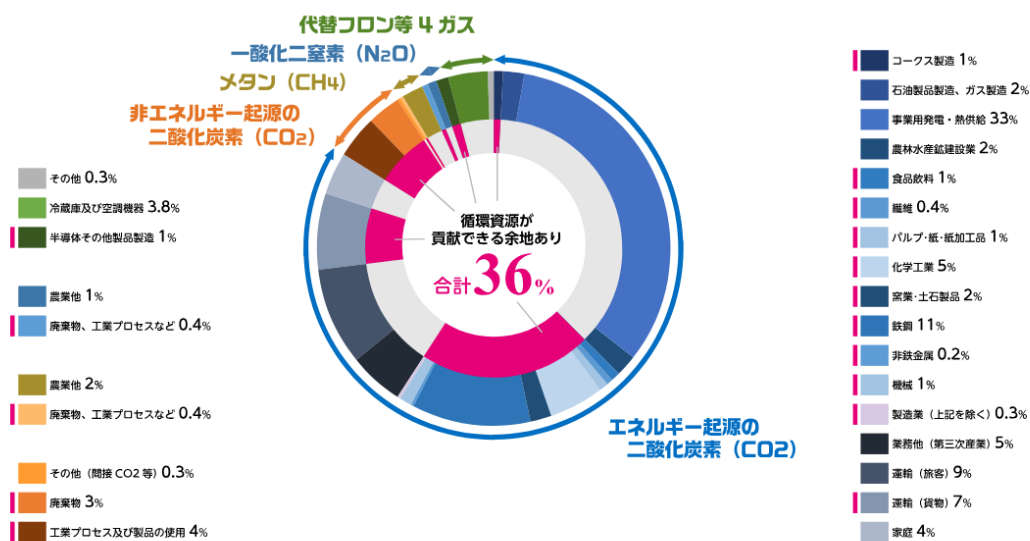
2023年には、石油・石炭・LNG等が約26兆円（約3.3倍）、ナフサ・鉛石・金属製品等が約12.4兆円（約3.5倍）となり、合計で約38.4兆円まで増加しています。

【出典】 財務省「貿易統計」

「脱炭素化」への対応

- ✓ 日本は温室効果ガス排出量において2050年ネット・ゼロの実現を目標に社会全体で取り組んでいます。
- ✓ 資源循環に関わる分野においても、日本の排出量36%を占める分野にて削減に貢献できる余地があるとされています。
- ✓ 資源循環においては、製品製造における再生材の利用により、削減ポテンシャルが高いデータも示されており、脱炭素化への推進が求められています。

日本の温室効果ガス排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門



課題

循環経済への移行による産業競争力の強化や脱炭素化の対応など社会的課題へ取り組む必要があります。

基本的方向性

国民・消費者の協力を得て、産官学が連携して、質・量の両面での資源循環の高度化を促進し、脱炭素や産業競争力の強化に加え地方の活性化につなげます。

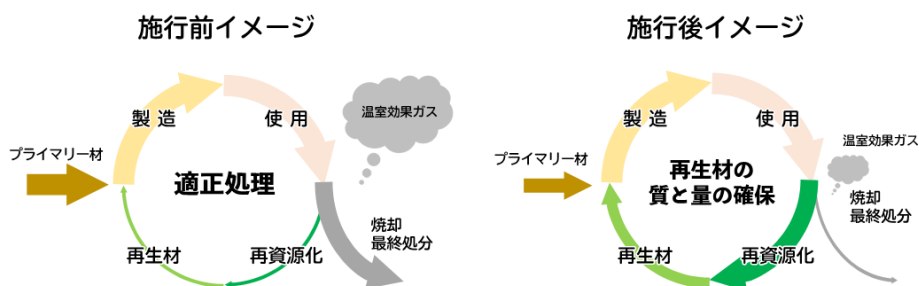


法律の概要

どのような考えで新しい制度がつけられたのか、目的、制度について理解を深めます。

〈目的〉

再資源化事業等高度化法は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。



〈法律の概要〉

● 基本方針の策定・公表

再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取り組を進めていく必要があることから、環境大臣は基本方針を策定し公表します。

● 再資源化の促進

再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準を策定し公表します。
特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況を報告・公表する制度を創設します。

● 再資源化事業等の高度化の促進

再資源化事業等の高度化に関して国が一括して認定を行う制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分量の許可等の各種許可の手續の特例を設けます。

● 報告・公表制度 再資源化の促進

新たに「特定産業廃棄物処分業者」という区分を設け、再資源化の状況を国が把握、公表します。

※特定産業廃棄物処分業者とは、当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を行った産業廃棄物（特管産業を除く。）の数量が10,000トン以上又は廃プラスチック類の数量が1,500トン以上である産業廃棄物処分業者を指します。

1. 特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を国に報告することが義務づけられました。
2. 国は、報告された事項を公表します。
3. 事業者、排出者、国民・消費者は再資源化を積極的に推進している産業廃棄物処分業者を確認できます。

● 認定制度

再資源化事業等の高度化の促進

許可手続きの特例

再資源化事業等の高度化事業に対して国が認定を行い、廃棄物処理法の各種手続き等に特例を設けた制度です。生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で許可手続きの特例が設けられます。

	廃棄物処理法	再資源化事業等高度化法	
		類型1 高度再資源化事業	類型2 高度分離・回収事業
事業内容の基準		高度な再資源化事業に係る <u>1. 再生材の安定供給、</u> <u>2. トレーサビリティの確保</u> 等の独自基準	高度な分離・回収技術に係る <u>再資源化の生産性の向上等の独自基準</u>
廃棄物処理施設 技術上の基準	廃棄物処理施設が満たすべき構造等の 基準	廃棄物処理法と同等 <u>+高度な再資源化に資する構造</u>	廃棄物処理法と同等 <u>+高度な分離・回収に資する構造</u>
廃棄物処理施設 維持管理基準	廃棄物処理施設が満たすべき維持管理 に係る基準	廃棄物処理法を適用	廃棄物処理法を適用
申請者の基準	欠格事由に該当しないこと	廃棄物処理法と同等	廃棄物処理法と同等
廃棄物処理施設及び 申請者の能力の基準	事業を的確に、継続して行うに足りる ものとして定める基準	廃棄物処理法と同等 <u>+ (廃棄物処理施設を設置する場合)</u> <u>周辺地域との調和の確保</u>	廃棄物処理法と同等 <u>+ (廃棄物処理施設を設置する場合)</u> <u>周辺地域との調和の確保</u>
廃棄物の処理基準	廃棄物処理（収集運搬、処分（それぞ れ保管含む））において満たすべきの 基準	一廃：廃棄物処理法を適用 産廃：廃棄物処理法と同等 <u>+1. 事業内容の証明方法、2. 廃棄 物の保管方法等の独自基準</u>	一廃：廃棄物処理法を適用 産廃：廃棄物処理法と同等 <u>+対象廃棄物ごとの高度な分離・回収 技術に特化した独自基準</u>

※ 類型3 再資源化工程高度化事業における各基準は廃棄物処理法の規定による。



各主体の役割 〈国民・消費者 / 事業者 / 廃棄物処分業者〉

国民・消費者の協力を得つつ、社会全体で資源循環を促進します。
わたしたちが、それぞれの立場で「自分ごと」ととらえ取り組むことが期待されています。



〈廃棄物処分業者に求められていること〉

質・量の両面での資源循環の高度化を推進するにあたり、制度や支援策が法整備され準備が進められています。
廃棄物処分業者には、制度や支援策を利用しつつ以下の取り組みが期待されています。



- 供給先の需要や生産が可能な再生材の規格・量を把握すること。
- 可能な範囲で生産性を向上させる技術を有する設備の導入に努めること。
- 省エネ型の設備への改良や運転の効率化を図ること。
- 再資源化に関する目標を定め、その達成に向けて計画的な取組を進めること。
- 人材育成を目的に、従業員の研修や労働環境を改善するための措置を講ずること。
- 自ら再資源化の実施状況を公表すること。

使用済みリチウムイオン電池の分別について

事業者のみならず 使用済みリチウムイオン電池は 分別して適切に排出してください

ぼくら本当に発火しちゃいますから！
本当まじ勘弁だっつーの！



動画
公開中



不要になったリチウムイオン電池・
電池使用製品は、

事業所・工場 分別して、処理が可能な
産業廃棄物処理業者に委託してください。

ご家庭 お住まいの市町村のごみ
捨てルールに従って、捨ててください。

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあります。破碎・選別などの処理工程に混入すると発火することがあり、大変危険です。廃棄物の処理施設では、火災が多数発生しています。



提供：独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）



提供：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会



提供：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

このため、リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時には、以下の点を守ってください。



無理に 外さない

電池一体型の製品は、無理に取り外そうとせず、製品のまま排出する。



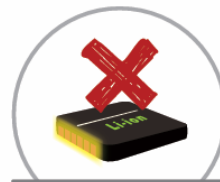
他の廃棄物と 混ぜない

リチウムイオン電池・電池使用製品は、その他の廃プラスチックや金属くずと分ける。



ぬらさない

雨や水にぬれない場所で保管する。



電池の端子部分を 露出させない

電池を取り外れはせずせる場合は、ビニールテープなどで端子部分を覆う。



Li-ion

リチウムイオン電池・電池使用製品の判別方法

リチウムイオン電池本体には、リサイクルマークが表示されています。



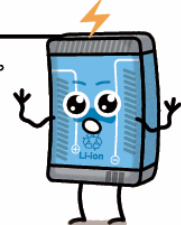
電池使用製品には表示がなくても、「充電できる製品」や「電源につながなくても動く・光るなどする製品」には、リチウムイオン電池が使用されている可能性があります。

リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例



分別したリチウムイオン電池・電池使用製品は、処理が可能な廃棄物処理業者に委託してください。

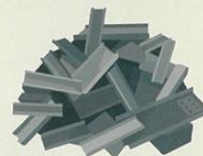
**セーフリサイクル!
リチウムイオン電池!**



再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例について

金属スクラップなどの再生資源物の保管を規制する条例が施行されます

金属スクラップなどの再生資源物について、崩落や火災の危険、搬入搬出時の騒音・振動の発生などを防止し、県民の安全や生活環境の保全を確保するための条例が **2024年4月1日から施行** されます。



項目	内容
対象者	業として再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者 ※ 廃棄物処理許可施設、自動車リサイクル許可施設で再生資源物を屋外保管する事業者を除く
対象保管物 (再生資源物)	使用を終了し、収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物 ※ 廃棄物及び有害使用済機器を除く

屋外保管事業場を設置しようとする場合

- 2024年4月1日から、茨城県内に金属スクラップなどの再生資源物を保管する屋外保管事業場（敷地面積100㎡超）を設置する場合、**知事の許可（5年更新）が必要です。**

屋外保管事業場を既に設置している場合

- 2024年4月1日に、既に屋外保管事業場を設置している事業者は、**届出**をすれば、許可を受けたものとみなされます。
~~届出期間 2024年4月1日から2024年9月30日まで~~ ※届出期間は終了しています
- 届出は、問い合わせ先に連絡して事前に予約のうえ、原則、書類を持参してください。
- 届出までに、保管基準を守るよう対応をしてください。

届出をしないまま取引のため再生資源物の屋外保管を続けると、条例に基づき無許可保管として罰せられる場合があります。



屋外保管の基準

囲いや表示など

- 周囲に、外部から屋外保管の状況が確認できる構造の囲いが設けられていること
- 外部から見やすい箇所に、屋外保管事業場である旨等を表示した掲示板が設けられていること

飛散・流出などの防止

- 再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合、荷重に対して囲いが構造耐力上安全であること
- 容器を用いずに保管する場合、積み上げられた再生資源物の高さが、規定の保管の高さ（高さ5m以内、勾配1：2以下など）を超えないこと
- 保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合、屋外保管事業場の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝などを設けること

騒音振動の防止

- 騒音又は振動が発生する場合、生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること

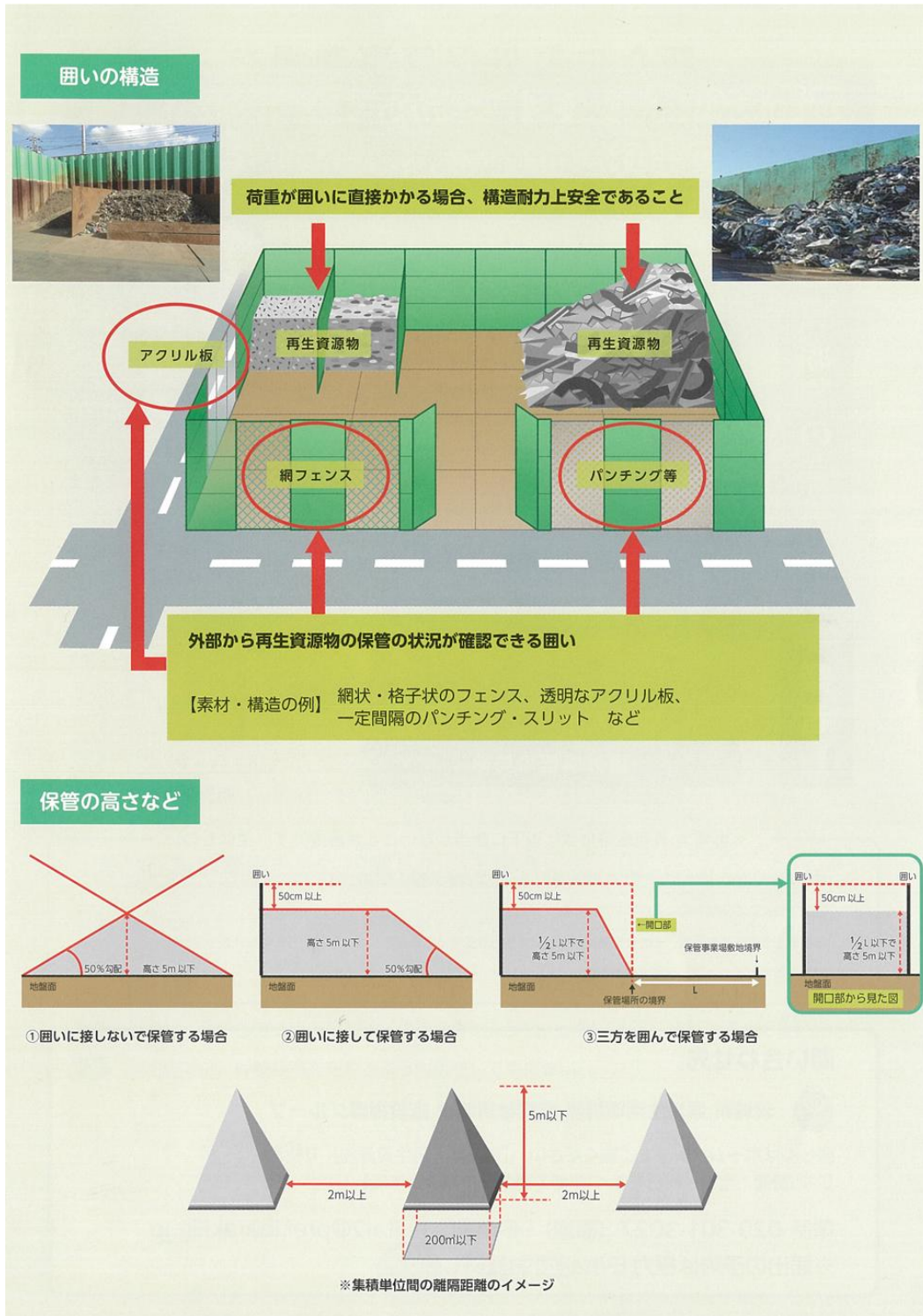
火災の発生・延焼防止

- 再生資源物がその他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して保管すること
- 一の保管単位面積を200㎡以下とすること
- 隣接する保管単位の間隔を2m以上とすること（不燃材料の仕切りがある場合を除く）

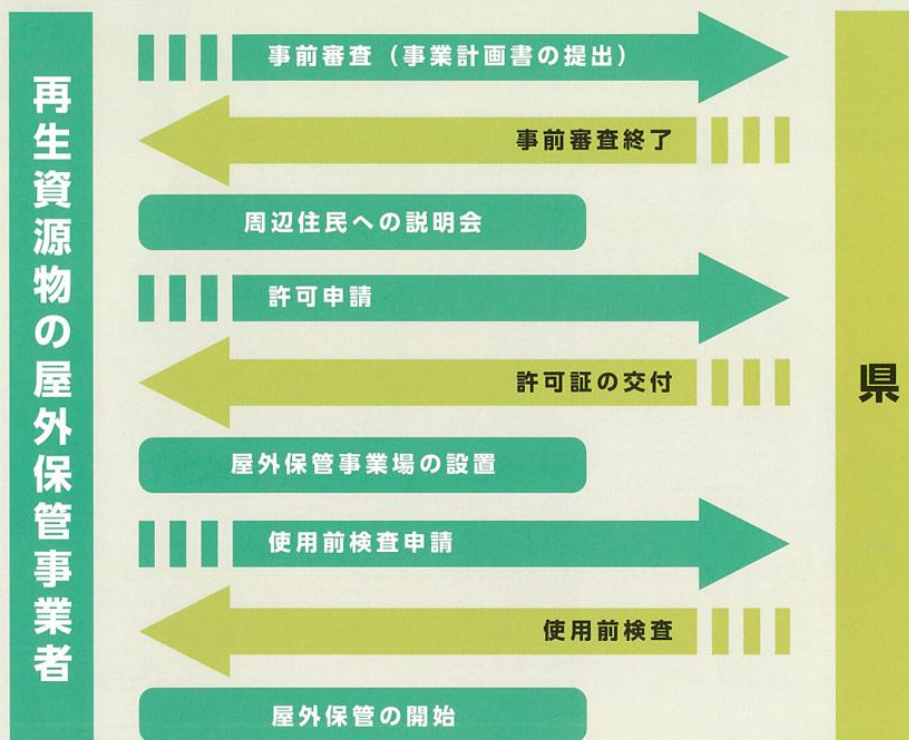
害虫等の発生防止

- ねずみが生息し、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること

屋外保管の基準を守らないと、違反事実の公表、改善命令、使用停止、許可取消、罰則の適用などを受ける場合があります。



新たに屋外保管事業場を 設置する場合の手続き例



《参考》 許可取得には、以下に該当しないことが必要です（主なもの）

- 成年被後見人など、屋外保管の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権できない者
- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者

問い合わせ先



茨城県 県民生活環境部 廃棄物規制課 施設指導グループ

詳しくはホームページをご覧ください「茨城県 再生資源物」で検索
【対応時間：土日・祝日を除く 午前9時から午後5時まで】

電話 029-301-3027（直通） E-mail haitai2@pref.ibaraki.lg.jp

※届出の予約は極力 E-mail でお願ひします。

茨城県の不法投棄対策について

許すな!!不法投棄

不法投棄を見つけたら、**すぐに通報**をお願いします！

不法投棄110番

いつもみんなでむらなく みはれ



0120-536-380

受付時間：平日8時30分～17時15分（受付時間外は最寄りの警察署まで）



スマートフォンアプリ「PIRIKA（ピリカ）」を使用した通報も受け付けています。写真や位置情報も追加して投稿できますので、是非ご活用ください。

ダウンロードはこちら



通報時のチェックポイント

通報の際には、わかる範囲で結構ですので、次の事項をお知らせください。

- 発見日時（〇日前から、〇時ごろなど）
- 発見場所
 - ・所在地（わかる場合は地番も）
 - ・進入路や現場確認の際の目印（県道〇号線沿い、〇〇交差点近く、〇〇商店の向かいなど）
- 現場の状況
 - ・廃棄物の種類（解体木くず、コンクリートがら、内容物不明のドラム缶など）
 - ・廃棄物のおおまかな量（縦、横、高さ、ダンプ〇台分など）
 - ・周辺環境への影響（におい、汚水の有無など）
- 行為者に関する情報
 - ・出入りしている車両の様子（ナンバー、台数、会社名など）
 - ・行為者の特徴（人数、風貌、特徴など）
- 土地に関する情報（土地の所有者やその連絡先など）
- 通報者の氏名、連絡先（通報は匿名でも受け付けています）
 - ※通報された方の個人情報は、外部に知られることはありません。

※無断で私有地に入ったり注意したりすることは、大変危険ですとおやめください。

<お問い合わせ先>

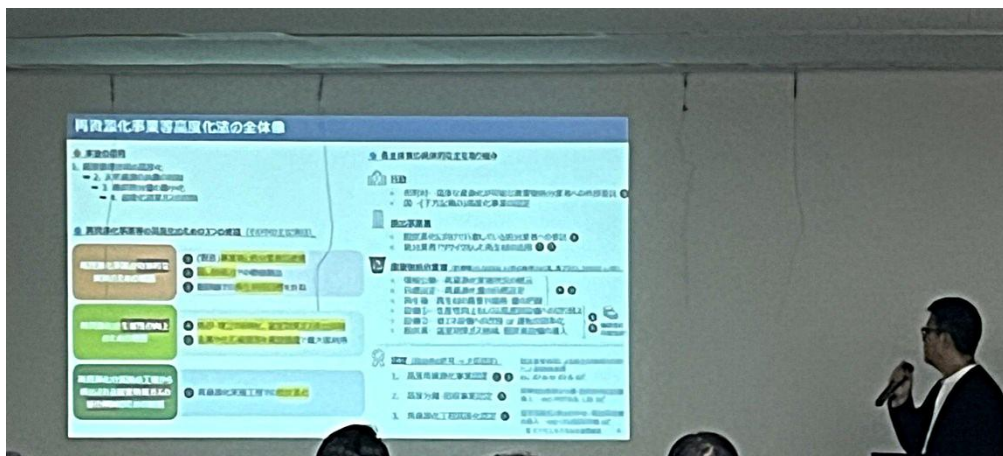
県民生活環境部廃棄物規制課	水戸市笠原町978-6（県庁本庁舎14階）	029-301-3035
環境政策課県央環境保全室	水戸市笠原町978-6（県庁本庁舎1階）	029-301-3047
県北県民センター環境・保安課	常陸太田市山下町4119（常陸太田合同庁舎1階）	0294-80-3355
鹿行県民センター環境・保安課	鉾田市鉾田1367-3（鉾田合同庁舎2階）	0291-33-6057
県南県民センター環境・保安課	土浦市真鍋5-17-26（土浦合同庁舎2階）	029-822-8364
県西県民センター環境・保安課	筑西市二木成615（筑西合同庁舎2階）	0296-24-9127

発行：茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室 令和4年2月

令和7年度 産業廃棄物適正処理指導啓発講習会の開催について

令和8年3月3日(火)、例年開催している「産業廃棄物適正処理指導啓発講習会」について、76名の参加により茨城県開発公社ビル大会議室にて開催をいたしました。

当講習会は排出事業者の皆様へ「産業廃棄物の適正処理や再資源化の取り組み」について啓発するため開催しているものであり、CYCLETANK合同会社代表 坂本裕尚氏により、環境法令等最新情報についてご講義頂きました。



環境法令等最新情報



CYCLETANK

2026.03.03



© CYCLETANK 合同会社

【講義内容】

1. 再資源化事業等高度化法
2. 廃棄物処理法改正
3. プラスチック資源循環促進法
4. 廃プラ・海洋プラリサイクル
5. 欧州のサーキュラーエコノミーの転換点
6. PFAS関連の法改



茨城県リサイクル認定製品

コンセプト

茨城県の頭文字「い」をモチーフに、2つの矢印は製造加工されるリサイクル製品のあらゆる情報発信の役割を果たすイメージをデザイン化し、県民に親しまれ、愛され、安心・信頼され、豊かな自然(水・緑)に恵まれた環境にやさしい地域社会と生き生き共生し、未来に向けてリサイクル認定製品の普及啓発を図り、ますます発展・向上するイメージを力強く現しています。

発行

〒310-0852 水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 4 階
一般社団法人 茨城県産業資源循環協会内
茨城県産業廃棄物再資源化指導センター
TEL 029-301-7100
FAX 029-301-7103
HP アドレス <http://www.recycle-ibaraki.jp>